

# 石川県公報

平成 27 年 3 月 23 日 (月曜日)

号 外

(第 15 号)

## 目 次

規 則	
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則等の一部を改正する規則 (長寿社会課)	1
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則等の一部を改正する規則附則第二項及び 第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ た同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サー ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例施行規則の一部を改正する規則 ( 同 )	6
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	7

## 規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第四号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十一号)

の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第八条の第十八項」を「第八条の第十六項」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十二号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護」に、「第二百三十八条」を「第二百十七条第二項」に、「第六項において同じ」を「以下同じ」に、「こ又はは」を「こ」に、「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第二百二十六条」を「第二百三条第二項」に、「の提供」を「又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九十九条第一項の規定に相当する市町の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供」に改め、同条第六項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護」に改め、「(以下次項及び第四条第二項第二号において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を削り、同条第七項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第四条第一項第一号中「第八条の第十八項」を「第八条の第十六項」に改め、同条第二項第二号中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

- 11 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができる。

第十九条に次の一号を加える。

- 五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第二十四条第一項第三号中「当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「基準条例」という。)第九十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護(基準条例第九十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。」を「条例第百条第四項に規定する利用者をいう。」に改める。

第三十二条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護(基準条例第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。)」を「条例第百三十二条第三項に規定する第一号通所事業」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改める。

第三十六条第一項第二号イ中「基準条例第百十八条第一項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「基準条例」という。)第百十八条第一項」に改める。

第三十八条に次の一号を加える。

- 四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第五十八条中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第六十七条第二項第二号イ中「利用者」の下に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二号第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一」を削る。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 介護予防訪問介護(第二条―第十条)」を「第二章 削除」に、「第七章 介護予防通所介護(第二十五条―第三十二条)」を「第七章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

## 第二章 削除

第二条から第十条まで 削除

第十一条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第五十一条の二第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に掲げる方法のうち、使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 条例第五十一条の二第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(利用者に関する市町村への通知)

第十二条の二 条例第五十二条の三の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第十三条を次のように改める。

## 第十三条 削除

第十六条中「第三条、第四条、第十二条」を「第十一条の二、第十二条、第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第三項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条中」に、「第二十四条」を「第五十二条第三項」に、「第十二条中」を「第十二条の二中」に、「第五十二条第三項」を「第五十二条の三」に改める。

第十八条及び第二十条中「第三条及び第四条」を「第十一条の二及び第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第三項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第二十一条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（条例第一百八条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画

を作成した場合については、第三十七条第一項第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第二十一条第二項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第二十三条中「第三条及び第四条」を「第十一条の二及び第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第七章を次のように改める。

#### 第七章 削除

第二十五条から第三十二条まで 削除

第三十五条の次に次の一条を加える。

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用料等の内容)

第三十五条の二 条例第百十九条の二第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行方送迎に要する費用
- 二 食事の提供に要する費用
- 三 おむつ代
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが相当と認められるもの

2 前項第二号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「基準省令」という。）第百十八条の二第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

第三十六条中「第三条、第四条及び第二十七条」を「第十一条の二及び第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、「第二十七条第一項中「第百一条第三項」とあるのは「第百二十四条において準用する条例第百一条第三項」と」を削る。

第三十七条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通して、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第二十一条第一項第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができること。

第三十七条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第四十一条第一項第二号イ中「第百五条第三項」を「第百二十一条の四第二項」に、同号ロ中「第百五条第三項」を「第百二十一条の四第三項」に改める。

第四十五条中「第四条」を「第十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第四十七条第一項第二号イ中「第百五条第三項」を「第百二十一条の四第二項」に、同号ロ中「第百五条第三項」を「第百二十一条の四第三項」に改める。

第五十四条第四項中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第五十六条中「第四条」を「第十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第五十八条中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第六十一条中「第四条」を「第十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第六十八条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する

省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が二又はその端数を増すことに一及び利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の二を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上」を削る。

第七十一条及び第七十五条中「第四条」を「第十二条の二」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第七十九条中「第三条及び第四条」を「第十一条の二及び第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第八十三条中「第三条、第四条」を「第十一条の二、第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

第八十七条中「第三条及び第四条」を「第十一条の二及び第十二条の二」に、「第三条第一項及び第二項」を「第十一条の二第一項及び第二項」に、「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に、「第四条中」を「第十二条の二中」に、「第二十四条」を「第五十二条の三」に改める。

附則第三項中「第三条」を「附則第三条」に改める。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第六条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第七条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十六年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十五条第十三号」を「第十五条第十四号」に改め、同条第二項中「第十五条第十四号」を「第十五条第十五号」に改める。

第六条中「第十五条第十三号」を「第十五条第十四号」に、「第十五条第十四号」を「第十五条第十五号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「旧介護予防サービス基準等規則」という。)第二条から第十条までの規定はなおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一 第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第二十四条第一項第三号及び第三十二条第一項第三号の規定

一 旧介護予防サービス基準等規則第三条及び第四条(第二十八条及び第三十二条において準用する場合に限る。)、第二十五条から第三十二条まで並びに第五十四条第四項の規定

- 4 前項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等規則第二十五条第一項第三号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス基準等規則第二十五条第一項第三号中「指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「基準条例」という。))第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。」とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第九号)附則第二項第二号に規定する旧介護予防サービス基準等条例第九十七条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」と、「指定通所介護(基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業」とあるのは「当該第一号通所事業」と、「指定介護予防通所介護又は指定通所介護」とあるのは「指定介護予防通所介護又は当該第一号通所事業」と読み替えるものとする。
- 5 第三項第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス基準等規則第三十一条第一項第三号の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス基準等規則第三十一条第一項第三号中「基準該当通所介護(基準条例第百三十二条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業」とあるのは「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業(基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)」と、「基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護又は当該第一号通所事業」と読み替えるものとする。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則附則第二項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第五号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則附則第二項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則(平成二十七年石川県規則第四号)附則第二項及び第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 4 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「二十五人」を「二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十二条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ)にあつては、十八人)」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第十条の三第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十二条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第十五条第二項中「第七十三条第三項の規則で定める基準」を「第七十三条第一項各号の従業者の配置等に関する基準」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第七十三条第三項各号の従業者の配置等に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医  
員数は、一以上とすること。
- 二 看護師  
員数は、一以上とすること。
- 三 児童指導員又は保育士  
員数は、一以上とすること。
- 四 機能訓練担当職員  
員数は、一以上とすること。
- 五 児童発達支援管理責任者  
員数は、一以上とすること。

第二十条中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)」に改め、同条第一号中「以下同じ。」を「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「同項に規定する登録者」を「指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者」に、「同項に規定する通いサービス」を「同条に規定する通いサービス」に、「二十五人」を「二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十二条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては、十八人)」に改め、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第二十一条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十二条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第二十七条の見出しを「(指定小規模多機能型居宅介護事業所等の特例に関する基準)」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。))」に改め、「第六十三条第五項」の下に「又は第七十一条第六項」を加え、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人)」を加え、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号ハ」の下に「又は第七十五条第二項第二号ハ」を加える。

附則第四項の前の見出し及び同項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、附則第十三項中「附則第十四項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十二項を附則第十四項とし、附則第十一項の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「附則第十一項又は第十二項」を「附則第七項又は第八項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第十項を附則第十二項とし、附則第九項の見出しを「(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所に関する特例)」に改め、同項を附則第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の二第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附則第八項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、「報告し、」の下に「地域移行推進協議会から」を加え、同項を附則第九項とし、附則第七項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に、「附則第五項」を「附則第六項」に、「附則第六項」を「附則第七項」に改め、「入所施設又は」を削り、同項を附則第八項とし、附則第六項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「地域移行型ホーム以外」を「地域移行支援型ホーム以外」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項中「地域移行型



ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。))を「地域移行支援型ホーム事業者」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

